

大学等における修学の支援に関する法律に基づく減免制度があります。
※原則、日本学生支援機構の給付奨学金受給者が対象となります。

・入 学 金	350,000 円 が
3 / 3 軽減の場合	190,000 円 (160,000 円減免)
2 / 3 軽減の場合	243,300 円 (106,700 円減免)
1 / 3 軽減の場合	296,600 円 (53,400 円減免)
・授 業 料	30,000 円 (月額) が
3 / 3 軽減の場合	0 円 (月額) (30,000 円減免)
2 / 3 軽減の場合	10,000 円 (月額) (20,000 円減免)
1 / 3 軽減の場合	20,000 円 (月額) (10,000 円減免)

※ただし、実習費及び教材費については、減免制度はありません。